新型インフルエンザ等対策業務計画 要旨

1 新型インフルエンザ等対策に関する事項（基本方針）

（1）業務内容及び実施方法

新型インフルエンザ等の発生に備え、事業継続に不可欠な事項を予め定めるとともに、発生時においては流行状況、社員の感染状況及び政府等からの情報・要請を踏まえ、旅客輸送を適切に実施する。なお、国及び地方公共団体等からの要請についても可能な範囲で対応する。

（2）感染対策

平時より感染予防物品の備蓄を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時には必要に応じて社員へ配布する。また、旅客に対してマスク着用や咳エチケットの徹底等、感染拡大防止への協力を呼びかける。

2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（1）対策本部の設置

愛知県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、必要に応じて社長を本部長とする「新型インフルエンザ等本社対策本部」を設置し、迅速かつ適切な対応を実施する。

（2）情報収集・共有体制

国、愛知県、市町村等から提供される情報の収集に努め、必要に応じて社内で共有し、新型インフルエンザ等対策に活用する。

（3）関係機関との連携

国、愛知県、市町村及び関係事業者等と連携し、必要な情報共有や調整を行う。

3 その他

（1）教育・訓練

社員に対し新型インフルエンザ等に関する正確な知識の周知を行うとともに、必要に応じて訓練を実施する。また、国や地方公共団体が実施する訓練への参加に努める。

（2）計画の見直し

社会情勢や法令等の変更、新たな知見の蓄積等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直し、変更時は法令に基づく所定の手続きを行う。